

各支給認定保護者の皆様

ひたちなか市立つだ保育所

令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、保育に要する費用は、本来、市から各支給認定保護者に対して支給し、その費用を各支給認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、当該費用から利用者負担額（保育料）を減じた額を、市から各施設へ支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和4年度において、つだ保育所が法定代理受領した額は、別表から各支給認定保護者に係る利用者負担額（保育料）を減じた額となります。

別表

(単位 円)

年齢	4歳以上児		3歳児		1・2歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	30,960	27,540	38,020	34,600	95,510	92,090	166,120	162,700
5月	30,960	27,540	38,020	34,600	95,510	92,090	166,120	162,700
6月	30,960	27,540	38,020	34,600	95,510	92,090	166,120	162,700
7月	30,960	27,540	38,020	34,600	95,510	92,090	166,120	162,700
8月	30,960	27,540	38,020	34,600	95,510	92,090	166,120	162,700
9月	30,960	27,540	38,020	34,600	95,510	92,090	166,120	162,700
10月	30,960	27,540	38,020	34,600	95,510	92,090	166,120	162,700
11月	30,960	27,540	38,020	34,600	95,510	92,090	166,120	162,700
12月	30,960	27,540	38,020	34,600	95,510	92,090	166,120	162,700
1月	30,960	27,540	38,020	34,600	95,510	92,090	166,120	162,700
2月	30,960	27,540	38,020	34,600	95,510	92,090	166,120	162,700
3月	30,960	27,540	38,020	34,600	95,510	92,090	166,120	162,700
合計	371,520	330,480	456,240	415,200	1,146,120	1,105,080	1,993,440	1,952,400

※上記の額は、あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。また、副食費が免除となる子どもについては、上記の月額につき、4,500円を加算した額となります。

各支給認定保護者の皆様

ひたちなか市立東石川保育所

令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、保育に要する費用は、本来、市から各支給認定保護者に対して支給し、その費用を各支給認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、当該費用から利用者負担額（保育料）を減じた額を、市から各施設に直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和4年度において、東石川保育所が法定代理受領した額は、別表から各支給認定保護者に係る利用者負担額（保育料）を減じた額となります。

別表

(単位 円)

年齢	4歳以上児		3歳児		1・2歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	33,290	29,300	40,350	36,360	97,840	93,850	168,450	164,460
5月	33,290	29,300	40,350	36,360	97,840	93,850	168,450	164,460
6月	33,290	29,300	40,350	36,360	97,840	93,850	168,450	164,460
7月	33,290	29,300	40,350	36,360	97,840	93,850	168,450	164,460
8月	33,290	29,300	40,350	36,360	97,840	93,850	168,450	164,460
9月	33,290	29,300	40,350	36,360	97,840	93,850	168,450	164,460
10月	33,290	29,300	40,350	36,360	97,840	93,850	168,450	164,460
11月	33,290	29,300	40,350	36,360	97,840	93,850	168,450	164,460
12月	33,290	29,300	40,350	36,360	97,840	93,850	168,450	164,460
1月	33,290	29,300	40,350	36,360	97,840	93,850	168,450	164,460
2月	33,290	29,300	40,350	36,360	97,840	93,850	168,450	164,460
3月	33,290	29,300	40,350	36,360	97,840	93,850	168,450	164,460
合計	399,480	351,600	484,200	436,320	1,174,080	1,126,200	2,021,400	1,973,520

※上記の額は、あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。また、副食費が免除となる子どもについては、上記の月額につき、4,500円を加算した額となります。

各支給認定保護者の皆様

ひたちなか市立那珂湊第一保育所

令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、保育に要する費用は、本来、市から各支給認定保護者に対して支給し、その費用を各支給認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、当該費用から利用者負担額（保育料）を減じた額を、市から各施設に直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和4年度において、那珂湊第一保育所が法定代理受領した額は、別表から各支給認定保護者に係る利用者負担額（保育料）を減じた額となります。

別表

(単位 円)

年齢	4歳以上児		3歳児		1・2歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	42,150	36,830	49,210	43,890	106,700	101,380	177,310	171,990
5月	42,150	36,830	49,210	43,890	106,700	101,380	177,310	171,990
6月	42,150	36,830	49,210	43,890	106,700	101,380	177,310	171,990
7月	42,150	36,830	49,210	43,890	106,700	101,380	177,310	171,990
8月	42,150	36,830	49,210	43,890	106,700	101,380	177,310	171,990
9月	42,150	36,830	49,210	43,890	106,700	101,380	177,310	171,990
10月	42,150	36,830	49,210	43,890	106,700	101,380	177,310	171,990
11月	42,150	36,830	49,210	43,890	106,700	101,380	177,310	171,990
12月	42,150	36,830	49,210	43,890	106,700	101,380	177,310	171,990
1月	42,150	36,830	49,210	43,890	106,700	101,380	177,310	171,990
2月	42,150	36,830	49,210	43,890	106,700	101,380	177,310	171,990
3月	42,150	36,830	49,210	43,890	106,700	101,380	177,310	171,990
合計	505,800	441,960	590,520	526,680	1,280,400	1,216,560	2,127,720	2,063,880

※上記の額は、あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。また、副食費が免除となる子どもについては、上記の月額につき、4,500円を加算した額となります。

各支給認定保護者の皆様

ひたちなか市立那珂湊第二保育所

令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、保育に要する費用は、本来、市から各支給認定保護者に対して支給し、その費用を各支給認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、当該費用から利用者負担額（保育料）を減じた額を、市から各施設に直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和4年度において、那珂湊第二保育所が法定代理受領した額は、別表から各支給認定保護者に係る利用者負担額（保育料）を減じた額となります。

別表

(単位 円)

年齢	4歳以上児		3歳児		1・2歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	54,770	46,790	61,830	53,850	119,320	111,340	189,930	181,950
5月	54,770	46,790	61,830	53,850	119,320	111,340	189,930	181,950
6月	54,770	46,790	61,830	53,850	119,320	111,340	189,930	181,950
7月	54,770	46,790	61,830	53,850	119,320	111,340	189,930	181,950
8月	54,770	46,790	61,830	53,850	119,320	111,340	189,930	181,950
9月	54,770	46,790	61,830	53,850	119,320	111,340	189,930	181,950
10月	54,770	46,790	61,830	53,850	119,320	111,340	189,930	181,950
11月	54,770	46,790	61,830	53,850	119,320	111,340	189,930	181,950
12月	54,770	46,790	61,830	53,850	119,320	111,340	189,930	181,950
1月	54,770	46,790	61,830	53,850	119,320	111,340	189,930	181,950
2月	54,770	46,790	61,830	53,850	119,320	111,340	189,930	181,950
3月	54,770	46,790	61,830	53,850	119,320	111,340	189,930	181,950
合計	657,240	561,480	741,960	646,200	1,431,840	1,336,080	2,279,160	2,183,400

※上記の額は、あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。また、副食費が免除となる子どもについては、上記の月額につき、4,500円を加算した額となります。

各支給認定保護者の皆様

ひたちなか市立高野いろは保育所

令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、保育に要する費用は、本来、市から各支給認定保護者に対して支給し、その費用を各支給認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、当該費用から利用者負担額（保育料）を減じた額を、市から各施設に直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和4年度において、高野いろは保育所が法定代理受領した額は、別表から各支給認定保護者に係る利用者負担額（保育料）を減じた額となります。

別表

（単位 円）

年齢 認定区分	1・2歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	150,480	147,610	219,950	217,090
5月	150,480	147,610	219,950	217,090
6月	148,940	146,110	217,710	214,870
7月	150,480	147,610	219,950	217,090
8月	148,940	146,110	217,710	214,870
9月	153,540	150,620	224,430	221,510
10月	150,480	147,610	219,950	217,090
11月	150,480	147,610	219,950	217,090
12月	153,540	150,620	224,430	221,510
1月	153,540	150,620	224,430	221,510
2月	148,940	146,110	217,710	214,870
3月	150,480	147,610	219,950	217,090
合計	1,810,320	1,775,850	2,646,120	2,611,680

※上記の額は、あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。